

会議録・令和7年12月16日第4回定例会（第2日目）

1. 招集の年月日 令和7年12月3日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月16日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 江 京 子
 - 2番 田 邊 ひとみ
 - 3番 北 岡 泰
 - 4番 中 井 啓 悟
 - 5番 瀬 田 萌
 - 6番 綿 民 和 子
 - 7番 奥 山 幸 洋
 - 8番 新 開 晶 子
 - 9番 松 本 忍
 - 10番 山 本 章
 - 11番 宇 田 雅 行
 - 12番 高 橋 浩 司
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 辻 井 成 人
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 山 本 歩 美 小 竹 将 太 小 林 政 則
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治
教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩
防 災 安 全 課 長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 畑 弘 人
ま ち づ くり 戦 略 課 中 井 清 央 斎 宮 跡 ・ 文 化 観 光 課 長 森 下 純

(午前 9時 00分)

◎開議の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回明和町議会定例会第2日目を開会します。

なお、住民ほけん課長、福祉総合支援課長より、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

5番 瀬田 萌 議員

6番 綿民 和子 議員

の両名を指名いたします。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第2 「一般質問」を行います。

3番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 昨日は5番通告者の奥山幸洋議員まで終わっておりますので、本日は6番通告者の北岡泰議員から行います。

質問項目は、「安全・安心のまちづくりを推進せよ」の1点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（3番 北岡 泰議員 登壇）

○3番（北岡 泰） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

私は、「安全・安心のまちづくりを推進せよ」という思いで質問させていただきます。

市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続について、オレンジリボン・児童虐待防止推進月間について、犯罪から市民を守る取組について、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅について、ハラスメント防止条例の制定を求める、この5点について本日は質問させていただきたいと思っておりますので、時間の調整等をひとつ執行部の皆様方、よろしくお願いを申し上げます。

第1点、市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続についてお伺いをいたします。

認知症高齢者の推計人数は600万人を超え、軽度認知障害の高齢者は約400万人と推定されているそうでございます。さらに、判断能力が不十分な者には、認知症高齢者に加え精神障害者が約460万人、知的障害者が約110万人おり、これらを合わせると全国でおよそ1,200万人に上ると推計されております。

近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まると見込まれています。成年後見

制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠であります。特に、市民、町民が後見人として活動する市民後見人制度は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められております。

一方で、成年後見人や被後見人は、市税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があり、手続の煩雑さや負担が大きい状況がございます。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねないというふうに考えられます。行政側におかれましても、これらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくないはずで

そこで、これらの課題を解決する一歩として、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みを導入することが有効であると考えます。これによりまして、市民後見人を含む利用者の負担軽減と、行政事務の効率化の双方を実現できると考えます。

そこでお伺いいたします。

まず1点、明和町における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年の利用者数と今後の見通しについてお伺いをいたします。

第2点、成年後見人が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入につきまして、明和町はどのように課題を認識し、検討しているのかお伺いをいたします。

3点目、導入に向けた具体的な検討状況及び実施時期の見通しについてお伺いをします。

4点目、市民後見人制度の活用促進に向けた明和町の取組状況と、今後の方針についてお伺いいたします。

以上4点、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村 由美子） おはようございます。

北岡議員から、本町における成年後見制度及び市民後見人制度の利用状況等についてのご質問をまずいただきました。

成年後見制度ですが、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になり、自分自身で財産管理や契約等の法律行為を行うことが難しい方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するための制度です。高齢化の進展により、今後ますます制度を利用する方は増加していくものと認識しています。現在、国において、より利用しやすい成年後見制度を整備するための制度の見直しが進められています。具体的には、利用期間を限定できる仕組みや後見人の交代を柔軟に行えるようにする規定の導入が検討されており、利用者にとって負担が少なく、より権利擁護に資する制度となる方向で議論が進められています。

本町では、成年後見制度を利用される方の尊厳にふさわしい生活の継続と権利利益の擁護等をより一層図る観点から、制度の円滑な利用と支援体制の整備が進むよう、国の成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進計画に基づき、地域連携ネットワークの構築など、中核機関の役割を担うめいわ成年後見サポートセンターを町の社会福祉協議会内に開設し、家庭裁判所や医療・介護専門職などの関係機関と連携し、相談や制度の周知啓発を行っており、地域全体で本人の権利を守る仕組みづくりを推進しております。

直近の利用者数などについてでございますが、毎年8月頃に提供される家庭裁判所の資料によりますと、明和町の方の成年後見制度の利用者数は、令和5年が37人、令和6年が67人、令和7年が65人です。選任の内訳は、約半数が親族、4分の1が社会福祉士、残りは司法書士、弁護士、行政書士と続きます。市民後見人は選任されておられません。

明和町では、町社会福祉協議会がめいわ成年後見サポートセンターの窓口と

併せて法人後見を受任できる仕組みを整備しておりますが、現在のところ、家庭裁判所から成年後見人等の選任等に伴う依頼や相談は来ておりません。

2点目の成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入についてどう考えているかというご質問です。それについて答弁させていただきたいと思います。

自治体によっては、介護や障害福祉サービス受給資格、税金納付、健康保険証、水道使用料などの通知を成年後見人等の住所に一括で変更できる自治体も出てきていると認識しております。現在の成年後見人等が各種通知等の送付先変更は、庁内それぞれの担当課で成年後見人等が変更手続を行うか、郵便局で成年後見人等へ送付先の一括変更することも可能です。

当然、前段の方法ですと、庁内の各課それぞれの様式で届出をするという、成年後見人等にとっては仕事が増える一つとなり得ます。成年後見人等の専門職団体の事務局であります三重県社会福祉士会に聞き取りを行いましたところ、一括で成年後見人等へ送付先変更できるならば、後見活動をする専門職としては助かるというお声をいただいておりますので、届出がスムーズになるよう検討していきたいと考えています。

次に、導入に向けた具体的な検討状況及び実施状況の見通しはという点でございますが、町では、成年後見制度の専門職団体であります三重弁護士会、三重県司法書士会、三重県社会福祉士会で構成する成年後見サポートセンター委員会を定期的を開催しておりますので、次回、2月に開催する予定でありますので、その会議のテーブルにのせ、様々な専門職の団体にも意見を聴取し、実施に向けて検討していきたいと考えております。

それから、4点目にございました市民後見人制度の活用促進に向けた明和町の取組状況と今後の方針についてでございます。

市民後見人をはじめとする担い手の確保育成については、とても重要な課題と考えています。先ほど申し上げました成年後見サポートセンター委員会において、専門職の後見人の育成や市民後見人の育成の在り方、また、町社会福祉

協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携の在り方など、様々な制度の活用や方向性について議論をしております。

また、国の成年後見制度利用促進計画に基づき、都道府県には担い手の確保育成等の推進として、担い手の育成の方針の策定、担い手である市民後見人の要請研修の実施がKPIで掲げられています。これらに基づき、三重県では市民後見人養成研修の開催を検討しているとのこと。早くても令和8年度の開催というふうには聞いておりますが、町としても県や県社協と連携し、受講された方の支援やフォロー体制を整え、制度を利用する皆さんが最期まで地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築深化に向けて進めてまいりたいと思います。

直近に行うこととして、来年1月12日に成年後見制度講演会を開催いたします。最近多くなってきました身寄りのない方等の問題について、病院のケースワーカー、銀行の支店長、司法書士、お寺の住職様にお越しいただき、パネルディスカッションを予定しております。地域包括ケアシステム、イコール福祉と医療との連携と考えがちですが、町民の権利や財産を守るため、様々な分野の方々に支援、協力をいただいております。共に学ぶ機会としてぜひご参加いただければ幸いです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 非常に前向きな答弁ありがとうございます。今日は両課長さん、お休みということですので、一括して町長さんに質問させていただきました。申し訳ございませんでした。

次に進みたいと思います。

2点目、オレンジリボン・児童虐待防止推進月間についてお伺いをいたします。

毎年11月は、児童虐待防止推進月間でございます。児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンは、2004年、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡く

なった事件を受け、市民団体が虐待防止の啓発のために考案したものでございます。2023年に全国の児童相談所に寄せられた虐待の相談対応件数は22万5,509件で、前年度より1万件以上も増えました。調査が開始された1990年度以降、相談対応件数は増加の一途をたどり、虐待により52人の子どもたちが命を落としています。

私ども公明党は、2000年の児童虐待防止法の制定をリードするとともに、児相や市区町村の体制強化、親による体罰禁止、児相とDV対策を担う関係機関との連携強化など、同法や関連法の改正に一貫して取り組んでまいりましたが、増加の一途をたどる児童虐待の現状を踏まえ、児童相談所の職員の専門性の向上などを国会質問などで繰り返し主張していただきました。

こうした公明党の粘り強い訴えを受け、政府は、2022年6月に児童福祉法を改正し、子どもたちの命を守るための虐待防止の新資格、こども家庭ソーシャルワーカーを創設いたしました。これは、虐待をはじめ様々な困難に直面する子どもたちやその家庭への支援の強化に向けた児童相談所や保育所など民間施設の職員らを対象とした資格でございます。今回初めて703人が登録され、虐待を受けるなど支援が必要な子どもの早期発見や子どもを取り巻く環境を的確に理解し支援につなげる、児童相談所や学校、保育所、医療機関、民間団体など関係機関との連携の中核の役割などが期待をされているところでございます。より専門的な知識、技術を身につけたこども家庭ソーシャルワーカーの存在が、虐待や貧困、自殺など問題が深刻化する前に対応する予防的支援の担い手となるよう、今後も制度の充実に取り組んでまいります。

こうした子どもたちを守る対策が進められている一方で、一部では、児童虐待対策を厳罰化により進めようとする動きがございます。報道などで明らかになる虐待は残酷なものも多く、虐待する保護者はもちろん責められるべきでございますが、それだけでは解決につながりません。虐待する親は、虐待されて育っている場合が多いと言われております。虐待されて育った子どもが自尊心を持ってないまま親になり、虐待を繰り返してしまう。この虐待の連鎖をどう断ち

切るか。公明党は一貫して、虐待された児童の保護対策の推進に加え、子育て世代への経済支援や相談支援などの重要性を訴え取り組んできました。

こうした中、育児疲れや病気、仕事の都合などで子どもたちを一時的に預けることができる子どもショートステイ事業が注目されております。近年、児童虐待が増加している背景には、核家族化や地域のつながりが薄れていることによる子育ての孤立化があり、周囲に頼れる人がおらず、心身ともに追い詰められることで、虐待に至ってしまう保護者もいるとの指摘があります。

一時的に子どもとの距離をとって落ち着くことができる子どもショートステイ事業は、全国の自治体で運用されている支援サービスで、里親家庭や児童養護施設、乳児院といった施設で原則7日間預かっていただけます。一番のメリットは、親に余裕ができることで愛着形成の補完もでき、精神的に子どもたちも安定していくとの報告もあります。実際に利用している保護者の8割から9割ぐらいが育児疲れの状態と言われ、ひとり親で常に限界ぎりぎりの状態の人もたくさんいるとの指摘があり、児童虐待の防止の切り札として注目を集めつつありますが、明和町における、この児童虐待の現状及び子どもショートステイ事業の現状と課題をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） まず、児童虐待の現状でございます。

新規児童虐待件数は、令和5年度18件、令和6年度34件、令和7年度は11月末現在で11件です。虐待の種別といたしましては、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトの順となっています。通告の主な経路は、児童相談所、保育所、こども園、小中学校からが中心で、主な虐待者は実父が多い傾向にあります。年齢区分では、乳幼児、就学前児童が最も多く、次いで小学生でございます。

また、要保護児童対策地域協議会として設置しております明和町子ども家庭支援ネットワーク——通称MCネットと申し上げますが——の各年度末の進行管理ケース数は、令和5年度66件、令和6年度75件、令和7年度は11月末現在

で66件となります。

当町の特徴といたしましては、未就学児が被害に遭うケースが多い一方、近年は中学生、高校生からの申告や学校教職員からの通告による把握も増えております。夫婦げんか、夫婦間DVを子どもが目撃する面前DVも見られ、心理的虐待の増加の一因となっております。背景には、共働きにより子育ての時間的余裕を持ちにくい家庭や保護者が精神的な疾病や生きづらさを抱える家庭の増加があり、児童虐待の対応のみでは解決が難しい事案が増えていることから、支援の多様化、長期化への対応が課題と認識しております。

今後も児童相談所や保育・教育機関との連携を一層強化し、MCネットの活用による早期発見、継続支援、面前DVを含む心理的虐待への対応力向上、保護者支援の充実に取り組んでまいります。

次に、子どもショートステイ事業の現状と課題になります。

同事業につきましては、保護者の疾病、就労、育児疲れ等で一時的に養育が困難な際に、短期間お子様をお預かりする重要なセーフティネットであり、虐待予防と子育て継続支援の観点から、実効性の確保が重要と考えております。

今年度、当町は3か所の児童養護施設、1か所の母子生活支援施設と契約しております。近年、利用実績はございませんが、核家族化や地域との関りの希薄化により、頼れる親族が近くにおらず、母親が育児の大変さを一人で抱え、相談につながるケースがあり、これらの家庭には選択肢の一つとしてショートステイを紹介しております。これまでおおむね2歳頃から小学生年代での紹介が多く、実際の利用判断は子どもの年齢、状況、保護者の状態、家庭環境等を総合的に勘案し、個別の事案ごとに適宜協議の上、紹介につなげております。場合によりましては、児童相談所と連携し、同相談所のほうから保護者へ勧奨いただくこともあります。

課題といたしましては、需要の集中と受入れ先の確保、夜間・緊急時の即応体制、医療的ケア時の受入れ、送迎や費用負担、制度の認知不足や手続の煩雑さが挙げられます。当町といたしましては、近隣市町との連携強化による受入

れ枠の安定確保、緊急枠の設定と夜間対応体制の整備、送迎支援の充実、受入れ機関、支援者への専門研修、低所得者への負担軽減、利用後のフォローとほかのサービスへの接続、併せて制度周知の強化と手続の簡素化に取り組んでいきたいと考えております。

加えまして、本年4月に設置しましたこども家庭センターの運用やMCネットによる連携、学校・園の巡回、情報共有等を通じて、実態把握と早期発見に努め、これらの基盤と連携させつつ、必要時に確実に使える制度としてショートステイの運用を進めていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 明和町において、令和5年度66件、令和6年度75件、令和7年度は11月末現在で66件と。これが多いか少ないか、ここの難しさであると思います。養護施設や、松阪市や伊勢市とか、そういうところに施設があるんでしょうけれども、これだけ件数が多くて利用状況がないというのは、周辺はだんだんと人口が減っている状況、明和町は人口維持をしている状況で、子育て世帯が増えている状況にあって、やっぱり核家族化はどんどん進んでおりますので、明和町においても、そういう施設整備というのをしっかりと検討していく、また、その資格とか様々あると思いますけれども、そういう必要性を非常に感じるのをございますけれども、そこら辺の考え方がもしございましたら、答弁をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 失礼いたします。

北岡議員からのちょっとご質問いただきました、明和町につきましては、本年4月から子ども家庭センターを設置しまして、いろいろと連携しやすいような体制づくりというのを進めておりますし、実は次年度に向けては、こども家庭ソーシャルワーカー、これの資格をぜひとも取りにいきたいということで、ちょっと今ちょうど予算編成の時期ということがございますので、その辺も前

向きに取組のほうをさせていただきたいというふうに考えております。総合的に対応していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 急な答弁、ありがとうございました。

急ピッチで整備が全国的には進んでいますが、まだまだ全国の自治体に整備しておらず、こういった保護者支援にも公明党はこれからもさらに進んでまいりたいと思っております。

最後に、優先すべきは子どもの命を守ることであり、これ以上、絶対に悲劇を繰り返してはならない。その強い決意で虐待を起こさせない社会の実現に向け、私ども公明党は全力を尽くしてまいりたいと思っております。

次にいきます。

3点目、犯罪から市民、町民を守る取組についてお伺いをしたいと思います。

公明党は、地方議員と国会議員のネットワークの力を生かし、皆様の日々の安全と安心を願い、様々な犯罪から皆様を守るための対策に日々懸命に取り組んでおります。最近もストーカー事件がニュースで報道されていますが、ストーカー規制法が制定されるきっかけとなったのは、1999年に当時21歳の女子大生が元交際相手に殺害されました桶川ストーカー殺人事件でございます。公明党はこの事件を受け、ストーカー防止対策プロジェクトチームを設置し、当時、与党としてストーカー防止法案の策定に取り組むことを決め、併せて東京都をはじめ全国の地方自治体でストーカー防止条例の制定も進めてまいりました。

そして、2000年5月にストーカー規制法を成立させることができ、同年11月に施行されました。その後もストーカー行為の多様化に伴い、電話やFAX、電子メールやSNSメッセージに加え、連続して文書を送る行為やGPS等を使った位置情報の取得等も規制対象とする改正を公明党がリードして実現してまいりました。今後、被害者からの申出がなくても、警察が加害者に対し、ス

トーカー行為をやめるよう警告することや居場所を特定する紛失防止タグの悪用を規制する対策など、ストーカー規制法をさらに改正、強化し、重大な被害の未然防止に万全を期してまいります。

明和町におけるストーカー防止条例の制定に向けて、現状と課題をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 明和町におけるストーカー防止条例の制定について、現状と課題についてご質問いただきました。

まず現状でございますが、明和町ではストーカー防止条例は制定してございません。付きまとい等のストーカー行為の禁止につきましては、議員おっしゃいましたとおりストーカー行為等の規制等に関する法律において、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で」と規定されており、恋愛感情を抱いた場合のストーカー行為については規制を法でされております。

また、恋愛感情以外を動機とするストーカー行為につきましては、三重県の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、いわゆる迷惑防止条例により規制がなされております。

したがいまして、ストーカー行為の規制につきましては、これらの上位法により既に対応が図られておりますことから、明和町独自でストーカーを規制する条例を新たに制定する考えはございませんので、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） これもなかなか犯罪というのは目に見えない部分がございますし、直接、行政のほうに話が飛んでくることはないとは思いますが、やっぱり現状として様々な課題があるというのは事実でございますし、今日の新聞にも載ってございましたけれども、伊勢新聞かな。ストーカーを受けた人が、

刑務所へ入っているそういう加害者に対して、それを出てきた後、どこにいるのか教えてほしいといっても、なかなか教えてもらえないという、弁護士さんが問合せをしてもですね。そこら辺の状況というのもありますので、行政が全く関係ない、国がつくったからそれで大丈夫という話ではないんですね。自分たちの町の町民の皆さんの命を守ることが大事ですので。こういう条例をしっかりと検討し、つくっていくことが僕は大事だというふうに思うので、ひとつぜひ要望として残していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、配偶者から暴力、DVから被害者を守るために、公明党はDV防止法の制定を一貫してリードし、2001年に成立させることができました。併せて被害者の相談などに応じる配偶者暴力相談支援センター、電話#8008の設置を全国で拡大してまいりました。さらに2014年の改正では、恋人など交際相手からの暴力も対象といたしました。また、2023年には被害者保護を強化するために、物理的な暴力に加え、言葉などによる精神的な暴力も裁判所の保護命令の対象とする改正を実現いたしました。明和町におきますこのDVに関する周知、また、こういう被害者を保護、しっかりと教えていく、こういうことで守られていますよということをしっかり周知していただく、そういう状況を現状として教えていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 令和6年度、今、福祉総合支援課で対応を行いました女性相談の実件数は22であります。その中で、やっぱり最も多いのがDVに関するご相談でした。これらの相談には、生活困窮であるとか、また、精神保健に関する課題、複合的に伴うケースも多く見られています。こうした相談につきましては、女性保護を担当します県の多気度会福祉事務所や県の女性相談支援センター、また、こども家庭に関する場合には町のこども課や県の児童相談所と連携しながら支援を行っているところです。

さらに精神科医療機関や保健所、そして社会福祉協議会など関係機関とも連

携を密にし、迅速な対応を日々心がけております。

町のまるごと相談支援係では、ワンストップでの相談対応が可能であり、子ども家庭に関する案件についてはこども課内の子ども家庭センターとも連携しております。相談内容については、秘密を厳守させていただいておりますので、どんな小さな悩みでも安心してご相談いただければというふうに考えております。

一方で、DVや虐待等にも対応というのは、職員や支援者にとっては大変精神的負担が伴う大きな課題がございます。このため職員のケアにも配慮しながら支援機関を含めたチーム対応を基本とし、一人で対応しない体制づくりを心がけておるところです。また、周知啓発につきましては、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、広報やLINE、そしてデジタルサイネージ、イオンモールでの明和店内にモニターがございます。そこでの情報発信などさせていただき、また、健康診断事業等における啓発物品の配布など、様々な機会を通して取り組んでおるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございます。

先ほどの子どもの虐待に関する逃げ道、少し冷却期間をおけるような場所づくりというのと、DVに関してもそうなんです。一旦これ、あまりひどくなったら逃げ道、どこかへ少し隠れる場所というのが必要なんじゃないかというふうに思います。こういうものも含めて、これはもう県や何やというふうな話じゃなくて、明和町の中でしっかりそれも整備をしていくような考え方をぜひ取っていただきたいな、これは要望として置いておきますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。

近年、闇バイトによる強盗事件や通り魔的な殺傷事件など、凶悪な犯罪が相次いでいます。公明党は議員のネットワークを生かして、様々な防犯対策を強

力に進め、国民の方々の不安払拭に全力を挙げてまいりました。特に、手荒な手段が目立つ闇バイトによる強盗は、人目につかない場所や時間帯に限らず、白昼堂々で行われるケースもあり、治安を守るには不審な動きを監視する体制を整えることが重要です。

この対策で有効なのが街頭の防犯カメラでございます。公明党の推進で公共施設などに設置され、事件が起きても画像を警察と共有することで捜査の進展に寄与してまいりました。この防犯カメラは、リフォーム会社を装う業者や不審者への対策としても有効であり、今後とも国の防災・安全交付金などを活用いたしまして、助成制度の創設や拡充を図り、これからの高齢者に対する個人宅への設置も含め推進するべきだと考えますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 防犯カメラの設置につきましては、本年度、国の重点支援地方交付金を活用し、自治体等が設置する防犯カメラに対して補助を行ったところでございます。しかしながら、議員おっしゃいますように昨今の凶悪事件等の発生状況を踏まえますと、地域における防犯対策のみならず、個人の安心・安全の確保を図ることも重要であると認識しております。このため個人宅への防犯カメラ設置促進に向けて、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

北岡議員

○3番（北岡 泰） ありがとうございます。

これもね、若い世代、家を新築したら、大体今はこういうカメラつきのインターフォンになっていますけれども、古い建物、高齢者のみが住むようなお家というのはまだまだチャイムだけ。私のところもそういうインターフォンだったんですけれども、いろいろ嫌がらせ等がありましたので、カメラつきに変えてみました。ただやっぱりね、すごく減りました。面白いなと思いました。ぜ

ひ前向きな検討をしていただいで、それとやっぱりね、姿を撮られるというのは嫌なんですね、そういう方々は。そういう住宅における個人宅への設置もしっかり推進していただきまして、安全・安心なまちづくりに寄与させていただきたいというふうに思っております。

次にいきます。

いまだに多発し、被害が一向に減らない振り込め詐欺や還付金詐欺、さらには警察官を装った詐欺など、特殊詐欺の手口はますます巧妙になっています。これらの詐欺の被害防止には、固定電話に取り付け、警告アナウンスが流れ録音を開始する機器などが有効でございます。今、公明党では各自治体でそれらの無償配布や設置事業を推進しています。執行部では、今議会に明和町民を特殊詐欺等から守る条例制定を考えておみえになりますが、具体的な機器設置など、明和町の現状と課題をお伺いしたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 特殊詐欺への対策につきましては、明和町民を特殊詐欺等から守る条例の制定により、少しでも被害の発生を抑制していきたいと考えております。

また、それ以外の取組といたしましては、議員おっしゃいますとおり、固定電話に取り付ける自動通話録音警告機などの対策機器の設置費用や先ほど申し上げた個人宅の防犯カメラのほか、防犯性能の高い鍵、防犯フィルム、センサーつきライトなど、様々な対策、取組があります。それらの対策につきまして、町民皆様の防犯対策の促進に向けて検討していきたいと考えております。

また、自動通話録音警告機につきましては、既に三重県警察におきまして無料貸出しが実施されておりますので、こうした制度の情報についても住民様への周知を図っていくとともに、特殊詐欺の被害に遭わないよう、引き続き啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございます。

ぜひ推進をしていただきたいと思います。

次いきます。

近年、スマートフォン、スマホなどを通じてインターネット上でギャンブルをするオンラインカジノが問題になっています。海外で合法的に運営されている場合でも、国内で利用すれば違法であることを知らない若者の利用が多く、24時間ゲーム感覚で行えることから、依存症に陥る人もいます。この借金苦で闇バイトに手を染めてしまうという実態もあり、公明党は政府に実効ある対策を求めてまいりました。

それに加えてオンラインカジノの規制を目的としたギャンブル等依存症対策基本法改正案を策定し、本年の6月18日に可決、成立。9月25日から施行されました。改正法では、SNS等での広告や誘導を禁止し、サイトの開設、運営も禁止されることになりましたが、明和町における町民の皆様への周知、広報の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ギャンブル等依存症対策基本法の改正案につきましては、オンラインカジノをめぐる問題が深刻化している状況を踏まえ、その利用に伴う依存症対策の一層の推進を目的として策定されたものでございます。改正の主なポイントといたしましては、国内の不特定多数の者を対象として、オンラインカジノサイトやアプリを開設、運営する行為、また、SNS等を通じてオンラインカジノに誘導する情報発信行為を禁止することに加えまして、国及び地方公共団体がオンラインカジノでギャンブルを行うことが禁止されている旨について周知徹底することを図るということが規定されております。

それに伴いまして、明和町といたしましても、おっしゃられたように、こうした法改正の趣旨を踏まえ、町の情報発信ツールを活用し、町民の皆様への周知徹底に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございます。

ぜひこれらもしっかりと進めていただきたいなというふうに思いますし、これは報道なんですけど、ギャンブル依存に詳しい久里浜医療センターの松下幸生院長という方が、10代は感情や欲求を制限する前頭葉の一部が未発達で、行動のコントロールが未成熟なため、依存のリスクが高いと指摘。一部のギャンブルには負けていても、勝っているかのような高揚感を感じさせ、認知をゆがめる効果があり、刺激に敏感な10代の依存傾向を強めてしまうというふうに言われております。

また、青少年のインターネット利用に詳しい上沼さんという弁護士は、フィルタリングに加え、子どもが使用中のアプリやサイトを確認することも効果的で、一律に制限するのではなく、家庭内での利用上のルールをつくることが重要だというふうに言われています。子どもと話し合った上で、アプリやサイトの利用状況を確認する時間をつくることで、賭博や違法行為に巻き込まれないよう親子で警戒心を高めることもでき、子どものスマホにクレジットカード情報を入力することを控えたり、カード情報を子どもに見られないようにしたりする必要性もあるよというふうに言われております。

こういうことも含めて、しっかりと周知をしていただいて、明和町から一人でも犯罪の温床にならないように、また、そういうわなに引っかからないような情報周知をしていただきたいと思います。

これからも公明党は地方議員と国会議員のネットワークを生かし、皆様の安全と安心を守ってまいりたいというふうに決意をいたしております。

次にいきます。

子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅に向けての質問をさせていただきます。

今回は、HPVワクチン女子定期接種の現状と男性接種への助成について伺いをいたします。

子宮頸がんは、予防可能ながんでありながら依然として若年女性の命を脅か

す深刻な疾患でございます。日本ではHPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響によりまして、今後数十年にわたり、予防可能だったがんによる罹患と死亡が増加することが懸念されています。令和4年から6年度に実施されていたHPVワクチンのキャッチアップ制度が終了し、令和7年度から新規で接種できるのは、小学校6年生から高校1年生の定期接種対象者のみとなっています。厚労省が公表した令和4年から6年度の都道府県別接種率では、全国的に毎年度回復傾向にはあるものの、地域差が生じていることも明らかとなっています。

また年齢別に状況を分析した生まれ年度毎の累積初回接種率では、令和6年度末時点の公費接種年度である高1及びキャッチアップの方は約50%程度、標準接種年齢である中1終了時では約25%程度と公表されています。

WHOは、2030年までに女子の90%が15歳までにHPVワクチンを接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を国際的に推進しています。実際に男女ともに接種が進むオーストラリアでは、HPV感染率及びHPV関連疾患が減少しており、近いうちに子宮頸がんが撲滅できると言われております。日本においてもこの接種率をさらに上げていくために、市町村の積極的な取組が不可欠であると言われております。

これまでの明和町の取組と今後のさらなる施策についてお伺いをいたします。

1つ、女子定期接種の接種件数、接種率の推移はどのようになっておりますか。また、令和6年度及び令和7年度の対象者への啓発はどのように行っていましたか。

次に、令和8年度以降さらに接種率を上げていくための取組として、何を実施する予定かお伺いをします。

厚生労働省の資料によりますと、令和6年度の定期接種都道府県別接種率が全国で一番高かったのは宮崎県、2番目は山形県でした。宮崎県は子宮頸がん罹患率、死亡率が全国1位であり、令和4年度の定期接種率も全国平均を下回っていたことから、令和5年度から2か年計画で子宮頸がん予防ワクチン普及

啓発事業に着手したそうです。県の調査では、接種率が高い市町村ほど個別通知の対象学年が広く、接種動機としても市町村からの個別通知が最も多く挙げられました。これを受けまして、県は市町村と連携し、啓発と接種勧奨を強化し、毎年接種率を向上させているそうです。令和6年度には宮崎市が年4回、全学年に対して接種勧奨を実施するなど、積極的な接種勧奨を行っており、結果につながっています。また、全国2位だった山形県の山形市でも令和4年度以降、定期接種対象全学年に対して幅広く、毎年個別通知を送付しているそうです。

HPVワクチンは、過去の副反応報道などの影響により、住民の不安や誤解が根強く残っています。厚労省が実施した調査でも副反応への不安と子宮頸がん予防の必要性の間で接種を決めかねている保護者が多いということも報告されていました。そのため、最新の正しい情報を理解し納得した上で接種の可否を判断するためには、繰り返しの情報提供が不可欠であると考えます。

現在、国が定める標準接種年齢終了時、中学校1年生末での初回接種率は僅か25%と非常に低く、現状の取組だけでは他のA類予防接種並みの接種率に近づけるのは困難です。

そこで、宮崎市や山形市のように、定期接種対象の全学年に対して毎年個別通知を行ってはいかがでしょうか。また、個別通知は接種のきっかけとして最も効果的であることがこれまで国の調査でも何度も示されており、集中して取り組む価値があると思います。令和8年度以降、定期接種全学年の未接種者に対して、毎年接種勧奨通知を行ってはどうかと思いますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） まず、ご質問のうちHPVワクチン女子定期接種率の現状等についてお答えいたします。

昨年度は、接種を完了していない対象者898人に対しまして個別通知を行い、その結果、延べ486回の接種が行われ、接種完了に対する接種率は18.7%と、

三重県平均をやや上回る状況となりました。

今年度も昨年度に引き続き、定期接種対象者であります中学1年生の女子97人と高校1年生相当の女子79人に対し、個別通知を送付しております。

また、周知啓発につきましては、町ホームページ及び広報紙への掲載に加え、本年9月から10月にかけては、行政チャンネル「サクッと紹介！明和情報」での放映、明和町LINEを通じたユーチューブ配信による接種勧奨を実施し、正確な情報提供に努めております。

次に、2点目でございます。令和8年度以降の接種率向上に向けた取組についてお答えさせていただきます。

議員のほうからもご紹介いただきましたとおりなのですが、当町のHPVワクチン接種率向上に向けましては、引き続き町ホームページ、広報紙、明和町LINE等を活用した継続的かつ計画的な情報発信を一層強化していくとともに、個別通知の内容の充実、最新の有効性、安全性情報、接種可能医療機関、費用やスケジュールの案内等、学校・医療機関との連携強化、保護者、対象者への繰り返しの周知に取り組み、標準的な接種年齢での初回接種率の底上げにつなげていきたいと考えております。

なお、必要に応じまして先進事例の手法も参考にし、費用対効果や実務体制を勘案しながら、より効果的な勧奨手段の導入を検討していきたいと考えます。

次に、3点目の内容でございますHPVワクチンの接種率向上につきましては、議員ご指摘のとおり、先進事例に見られるような継続的かつ対象年齢を広く捉えた個別通知の実施が効果的であると認識しております。

当町におきましても令和8年度以降、定期接種対象の全学年における未接種者に対し、毎年の個別通知による接種勧奨を実施することにつきまして、対象学年の設定や通知回数、内容、事務体制、財政影響、学校や医療機関との連携方法を含め、実務面と費用対効果の双方から検討を進めていきたいと考えます。併せて、国・県の資材、協力体制の活用、近隣市町との情報共有を図り、繰り返しの情報提供により不安や誤解の払拭に努めつつ、標準的な接種年齢での初

回接種率の底上げにつなげていきたいと考えます。

なお、女性の定期接種及びキャッチアップ対象者への周知、勧奨は引き続き丁寧に行い、全体として予防効果を高める取組を着実に進めていきたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございます。

丁寧に推進をしていただきたいというふうに願っております。

次に、男性への接種についてお伺いをしたいと思います。

今年8月に日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性も、このHPV感染により肛門がんや尖圭コンジローマなどの疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防することができます。また、HPVワクチンを男女双方に接種することで、社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られたといった報告もあります。子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要と考えます。

実際にHPVワクチンは、80以上の国と地域で男女ともに定期接種の対象となっており、先進7か国、G7の諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっています。現在は男性への接種は全額自己負担であり、9価ワクチンを3回接種すると約10万円と、接種費用が大変高額でございます。経済的負担を理由に接種を諦める町民も数多くいらっしゃると思います。

こうした状況を受け、国の定期接種化を待たずに自治体独自で接種費用の助成を開始する動きが全国的にも広がっており、現在60以上もの自治体において任意助成が実施されています。

そこでお伺いたします。明和町においてもHPVワクチンを男性に任意助成してはいかがでしょうか。執行部のお考えをお伺いたします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） ご指摘のとおり、本年8月に9価HPVワクチンの男性への適用が薬事承認されました。HPVは、おっしゃられるとおり男女ともに感染し得る一般的なウイルスで、自然排除される場合もある一方、持続感染となると、長い時間をかけて一部のがんや疾患の原因となります。

男性では、議員おっしゃられますように肛門がん、中咽頭がん、尖圭コンジローマ等の予防に資することから、現在、日本では自費による任意接種として実施されております。

ここ最近では、テレビ等でもHPV関連疾患の啓発が進み、接種の必要性に対する社会的認知は高まりつつあると認識しております。男性への定期接種化や当町の任意助成につきましては、接種スケジュール、予防対象疾患の範囲、女性への間接的効果、安全性に関する最新の科学的知見並びに国の制度動向、財政措置を総合的に見極める必要があると考えます。

現時点では、国におけます評価、方針の整理を注視しつつ、近隣市町の実施状況や費用対効果、対象設定や実務運用を調査し、慎重かつ真摯に検討を進めてまいります。あわせて、当町といたしましては、まずは正確な情報提供の充実に努め、HPV感染と関連疾患、ワクチンの有効性、安全性、接種可能医療機関や費用等に関する周知を強化します。

今後、国の動向やエビデンスの蓄積、財政への影響を踏まえ、任意助成の可否、対象、方式について慎重に検討を進めていきたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） またこれも財政の負担がかかってまいりますので仕方ございませんけれども、愛知県の豊川市というところがもう先進的に今回取り組んでいただいているそうでございます。また青森県の平川市も行っていると。東京23区は財政的に豊かでございますので、もう本年度から全区で補助をしているという話でございます。

HPVワクチンに詳しい和歌山県立医大の上田教授は、この接種率を上げる

には、全額公費負担による定期接種に移行することだと指摘をしていますが、任意接種でも自治体や医療機関が連携し、有効性のある経緯や副反応が起きたときの対応に対して丁寧に説明することが大事だというふうに言われております。実際罹患し発症してしまいますと、治療に対する保険というのがまた非常にかかってくるということでございますので、そこら辺の費用対効果はしっかり検討していただいて、推進をしていただきたいなというふうに思います。

HPVワクチンは、子宮頸がんをはじめとするHPV関連疾患の予防に有効であり、男女ともに接種の意義がございます。しかし、女子の定期接種率は依然として低く、男子は定期接種制度の対象外となっています。市民、町民の健康と若い世代の未来を守るためにも、子宮頸がんやHPV関連がんの撲滅に向けて積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

予防できるがんで苦しむ町民を減らせる重要な施策でございます。諸外国と同様に予防できるがんを撲滅できるよう引き続き状況を注視しながら、必要な施策に継続して取り組んでいただきたいと思います。

最後に、女子定期接種率向上に向けた全対象学年の毎年の個別通知実施など接種勧奨の徹底と、男子への定期接種費用助成制度の創設を要望して、次の質問にまいりたいと思います。

次に、ハラスメント防止条例の制定を求めたいと思います。

愛知県美浜町では、11日、文書と電話でそれぞれ400回以上の問合せを受けるなど、カスタマーハラスメント、カスハラで業務に支障を来したとして、同町の60代男性に対して400万円の損害賠償を求めて名古屋地裁半田支部に提訴する方針を明らかにした。関連する議案を町議会臨時会に提出し、同日に全会一致で可決されたというニュースが流れました。また、「三重県桑名市 悪質加害者の氏名公表も抑止を期待」、「被害者の訴訟費補助を新設」、「ケアマネの33%カスハラで被害 昨年、高齢者からの暴言多く」、また「自治体職員 35%カスハラを経験 総務省調査、民間を上回る 広報や年金などで多く」などの記事が今、多く報道されているところでございます。

また、今回この質問をさせていただこうというので、ハラスメントというのはどんなものかなというふうに調べさせていただきまして、表をお願いします。

嫌がらせやいじめなどを意味する言葉で、様々に分類されておりました。私も初めて知る言葉もたくさんございまして、調べただけで、今24項目ございます。よく有名なセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、モラルハラスメント、そのほかにもアルコールハラスメント、お酒を強要したり、カラオケに類する嫌がらせ、臭い、スメルハラスメント、またリモートワークができるできやんで、これを嫌がらせするとか。テクノロジー、ITが詳しい、詳しくない、私なんかもあまり詳しくないんですが、こういう嫌がらせ。時短ハラスメント、労働時間を減らすことを現場で求めながら具体的な提案をしていないというハラスメント。今読ませていただきたいのがカスタマーハラスメント、カスハラです。顧客が企業に対し理不尽なクレーム、言動を与えると。

私が知らなかったなというのは少し下にいって、エンジョイハラスメントと言って、楽しさを押しつける嫌がらせとかね、それからハラスメントハラスメント、ハラハラと言うんだそうですが、正当な行為をハラスメントだと主張する嫌がらせ。いろいろなものがあるんだなというふうに学ばせていただきました。

これから増えていくであろう課題は、この認知能力が低下した高齢者によるハラスメント被害と言われております。明和町行政だけでなく、教育現場や福祉事業所、また町内の全ての事業所を守るためにも、桑名市と同様にこのハラスメント条例が必要であるというふうに思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 町におけるハラスメント防止条例の制定に関するご質問をいただいて、お答えいたします。

本町では、これまで町職員向けにつきましては職員の倫理とか就業規則、相談窓口の設置、研修の実施など、行政内部におけるハラスメント防止体制の充

実に努めてまいりました。また、社会全体でハラスメントへの関心が高まる中、行政内部だけでなく、地域における相談体制や啓発活動の必要性も強く認識はしております。

現在、三重県におきましてもハラスメント防止に関する条例の策定作業が進められておりまして、その内容は、行政の責務、事業者や住民への啓発など幅広い事項を対象とすると思われます。県条例の内容は、本町の制度設計においても重要な影響を与えることから、本町としては、県の動向を注視しながら条例化の必要性や内容について慎重に検討しているところでございます。

一方、行政内部の取組としては、相談窓口の機能強化、研修の充実、管理職の指導監督の明確化、職場環境調査など実効性の高い体制づくりをさらに進めていきたいと考えております。

そして、地域の取組としては、教育現場のほか町民、事業者、団体への啓発の推進、関連相談機関との連携強化など、全ての皆さんが守られることを目指し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた施策を推進する必要があるというふうに考えております。

今後も三重県条例の策定状況を踏まえつつ、行政内部と地域の取組双方の課題を整理し、条例化の是非と内容について、関係課も含めて検討を進めていきたいと考えております。議員からいただきました提案を参考にさせていただき、引き続き安心して働き、暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 先ほど紹介いたしましたように、ハラスメントというのは嫌がらせやいじめなどを意味する言葉というふうに紹介をさせていただきましたように、早くより教育の現場において、このハラスメント教育というものを行って、被害者や加害者にならないように努めていくべきだと思っておりますが、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。時間たくさんありますので、どうぞ。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） ハラスメント教育という言葉、いろんなところで使われるんですけども、まず私に質問いただきましたので、教育現場ということを考えますと、1つ、職場におけるハラスメント教育、これはハラスメント行為の発生をまず未然に防ごう。そのことによって、誰もが安心できる職場づくりができるじゃないか。その後、その結果として何が生まれるかという、いい仕事、達成感が得られるし、成果が上がるという、そういう仮説の下にハラスメント教育というプログラムで職場づくりについては示されております。

それから、小中学校におけるハラスメント教育につきましては、私はこう考えておるんですが、ハラスメント教育という新しい施策が入ってきたわけでは全然ございません。そういうことではなくて、ハラスメント教育の中にとくと表現難しいんですが、そこにこれまでずっと続けておる人権教育でありましたり、いじめ防止でありましたり、不登校予防に直結する重要課題だと捉えています。

それですので、今後はですね、今の時代、大きく変わってきたのは、この内容の中に、重要課題の中に明らかに入ってきたのが情報リテラシーの問題でございます。いろいろ議論もいただきますけれども、SNSの被害等の予防、このあたりも含めたものが内容として入ってきております。ですので、これまでのように人権教育はしっかりと進めながら、ハラスメント教育という枠組みの中での重要課題として、先ほど言わせてもらった人権教育、いじめ防止、それから不登校予防、そして新しく情報リテラシー、このあたりの教育をしっかりと進めていこうというのが今進めておることでもありますし、今後も進めていくべきところかなと思っております。

それだけに、特に私が考えるのは、今まで以上に学校と家庭、それから地域、こういう役場、行政機関との連携が必要になってきたのかなと思います、必要だと思います。先ほど議員のほうからも提案、提起をいただきましたように、こういうハラスメント条例制定ということ、条例の制定ということは、これ

ールですので、ルールを違反すると罰則がつくということで、このあたりも新しく子どもたちには伝えていくべきところなのかなと受け止めております。そんな形を小中学校におきましては、学年に応じて、そしてまた発達段階に応じて継続的に進めていくべきことだと思いますし、進めていかなければ、一緒のことですが、いけないなと思っておるところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございます。

これもちょっと調べたところなんですけれども、原昌登さんという成蹊大学の教授がハラスメント問題はますますこれから深刻な状況になっていくであろうということで、厚生労働省の職場のハラスメントに関する実態調査によると、5人に1人の労働者が過去3年間に職場でパワハラを受けたことがあるなどと回答されているそうです。実際に新聞やテレビなどでハラスメントという言葉を見ない日はないと言ってもよいと。職場で起こるハラスメントの典型的なものは、次の3つであると。パワハラ、パワーハラスメント、セクハラ、セクシャルハラスメント、マタハラ等、マタニティーハラスメント等で、この3つのハラスメントは法律で定められ、企業に大きく3つの防止措置というのが今義務づけられているそうでございます。すなわちハラスメントを禁止するルールの整理、研修等の周知啓蒙、相談窓口の設置など相談体制の整備、事実確認、被害者、加害者への対応、再発防止など、発生時の対応を行うことを通じて企業がハラスメントを防止していこうというのが日本の基本的な法制度の仕組みであるというふうに言われています。

ですので、条例をしっかりとつくっていただきたい。自分たちの町の中で、この前も高橋議員に対して、要綱で、要綱で。要綱なんていうのは中のことでよく分かりません。やっぱり全体として、このハラスメントというのは危険なことなんだ。それを周知をしていくためにも、この条例というのが整備されたらありがたいなというふうに思っております。

またこのハラスメント条例、僕が嫌なのが、役場へ電話して嫌いなのがね、12秒間、「この電話を録音させていただきます」と。この12秒間は私の携帯電話の利用料に入るとるんですね。条例つくってね、そういうことは普通にもう録音されますよというふうにしておけば、この要らん12秒間、僕は要らんと思います。もうすぐ通じていただきたい、本当はね。いつの間にかこの変な電話が配置されて、それを職員を守るためだというのであれば、それは仕方ございませんけれども、かける人の立場に立てば、この12秒間、本当にいらいらするんですね。いらいらして電話をしたいときにいらいらさせられると、余計いらいらするというふうに思いますので。総務課長笑ろとらんと、そう思いますのでね、ぜひ条例をつくって、このいらいらを少し減らしていただければなというふうに思いますし、先ほど子どもさんに対するDVとか様々な質問させていただきました。やっぱりハラスメントの教育というのが僕が大事だというのは、いじめた人は、結局それを当たり前のように行ってしまったりするわけでね。ハラスメントを行う人は、どこかで自分がハラスメントされているのかも分かりません。それをまた誰かに当てたい。そういう気持ちが動くのかもしれない。それは私の中にもあるかもしれません。

ただ、そういうものは駄目なんだよということをしっかりと教育の中で生かしていただけたらなというふうに思いますし、条例で生かしていただければなというふうに思います。

ちょっとここまでお話しをさせていただきました。あと2分ありますので、12月2日、私の誕生日に新聞にちょうど載って印象的やったんですけれども、公務員のカスハラ経験者を自治労が調べていただいて、威圧や拘束が多いと。自治労連は1日、公務員らを対象に実施したカスタマーハラスメントに関するアンケート結果を公表した。約7万1,000人から回答があり、職場で一度でもカスハラを受けたことがあると答えたのは47.6%、被害を受けた人の43.7%が健康状態に影響があったと。自治労連によると、昨年9月から今年の3月、公務員や非常勤講師、外郭団体職員らを対象にアンケート用紙、オンラ

インで調査をした。カスハラについて頻繁にあると答えたのは5.7%、時々あるが36.3%。具体的な内容としては、侮辱、大声で威圧するなど乱暴な言動、明らかな嫌がらせによる長時間の拘束が多かったというふうに記事として書かれております。

どうでしょう、町長。この条例、前向きにつくっていただけることをお約束していただけませんか。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） ハラスメント条例、必要性を否定するものでは全くございません。ただし、条例をつくること自体が目的というのではなくて、やっぱり現場で実際、その人が守られる仕組みがどうつくられるのかというのが最も重要なことなのではないのかなというふうに思っています。三重県が今から条例をつくろうとしておりますので、それを見せていただきながら、必要である、町としても有効な条例をつくるのが有効であるというふうに判断させていただいたら、前向きに検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ぜひこの条例制定に向けてしっかり取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。25分まで。

（午前10時 14分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時 25分）

5 番 瀬 田 萌 議 員

○議長（辻井 成人） 7番通告者は、瀬田萌議員であります。

質問項目は、「責務と覚悟を明示する行財政運営について」の1点であります。

瀬田萌議員、登壇願います。

（5 番 瀬 田 萌 議 員 登 壇）

○5番（瀬田 萌） よろしくお願いたします。瀬田萌です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、責務と覚悟を明示する行財政運営について一般質問を行います。

先々月、議会視察で群馬県明和町に伺いました。2017年のコラムで冨塚町長は、直近10年の臨時財政対策債の膨らみや2015年度決算の実質的経常収支比率が103.5%になることを上げて、財政問題をつまびらかにし、今のうちにひもつきでない収入を増やすことを頑張ると示されていきました。この覚悟の下、企業や商業施設の誘致が加速し、半導体関連企業などの法人税が増えたことから、2024年度に同町は普通交付税不交付団体に転換されています。

都市部から離れている本町、三重県明和町が同様に不交付団体を目指すべきと思っているわけではありませんが、2025年問題を見据えたリーダーの当時の覚悟と、その2025年、私自身6年ぶりに訪れた町の変化には感銘を受けました。

前回の定例会において官民連携の文脈で覚悟という言葉を用いた答弁をいた

だきました。今回もその覚悟が本町の課題であるインフラ維持と財政の両立に欠かせないものであると考え、町が住民の安全に関わるインフラの現状をどのように認識しているのか、その責務についてお尋ねします。

25年前に策定した旧計画の刷新と、これまで統一的な雨水対策事業がなかったことから、雨水排水基本計画の策定が進められていますが、町の資産である道路側溝と、自治会等の所有になっている雨水管という、本来一体的に機能すべき排水施設で所有者が分かれている現状について、町はどのような課題を認識されていますか。

管理体制が不明確な雨水管が町内にどれだけ存在し、老朽化の状況がどの程度であるかを、町として把握されているでしょうか。お願いいたします。

○議長（辻井 成人） 瀬田萌議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 瀬田議員からご質問をいただきました雨水管に関する本町の課題認識についてお答えさせていただきます。

近年の降雨状況につきましては、伊勢市小俣観測所のデータによりますと、おおよそ20年に1回の頻度で時間雨量80ミリから90ミリという非常に激しい雨が観測されております。このような短時間の集中豪雨が発生しますと、既存の雨水管や排水路の能力を超えるおそれがあり、浸水や内水氾濫のリスクが高まっていると認識しております。

また、排水施設の所有者が分かれていることにより、平常時、荒天時を通じた適切な維持管理や流域全体を見通した排水機能の総合的な調整、さらには大雨時における迅速な対応や費用負担について課題があると受け止めております。

管理体制が不明な雨水管が町内にどれだけ存在するかにつきましては、町の財産ではないため管理台帳がなく、地区のみを把握している状況です。地区については、サンシャイン、斎宮苑が町が管理していない地区と認識しております。さらに管路施設の状況につきましては、開発された年度により老朽化を推測するのみで、現状は把握できておりません。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

その認識されている課題の解決と豪雨対策や浸水被害の軽減を図っていく上で、現在の下水道、汚水が企業会計であるのに対し、雨水管が一般会計となっているのは、企業債などの有利な起債や特定の下水道事業補助金といった国からの財政支援策が利用できないことから、業務上非効率なだけでなく、長期的に見て財政面でも不利に働く可能性があると考えますが、ご見解はいかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（西村 正樹） 議員がおっしゃるように雨水事業が一般会計では、企業債や下水道事業の特定補助金を下水道事業の財源とする場合、それらは下水道事業会計への繰出金として計上されるため、原則として下水道事業の専用メニューは使えません。ただし、一般会計において行う雨水事業には、雨水向けの国の支援策がございます。具体的には、社会資本整備総合交付金、防災や流域治水関係の事業でございます。それや地方債等、さらに元利償還金の一部に対する交付税措置が活用できます。

雨水排水事業は便益性が広く、一般に及ぶ公共サービスと捉えられ、一般財源で賄う性質が強く、料金収入がなく独立採算になじみにくいことから一般会計に計上することが多く見受けられます。

また、本町は雨水排水基本方針に基づく事業は未着手であり、直ちに公営企業会計に移行するには、資産範囲や管理分界、用地・権利関係、台帳整備など、実務制度上の前提条件を丁寧に整える必要があることから、拙速な制度変更は適切ではないと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

国主導で上下水道の経営広域化が進められ、それに伴う補助金創設の方針な

ども報道される中、雨水管だけが財源措置の対象となるテーブルにのっていない、検討すらしていないという状況を避けるべきだと感じています。国の動向を引き続き注視し、この課題に関する情報を積極的に収集していただきたいと思います。

一方で、企業会計に切り替えない理由として、独立採算制ではないことを挙げてくださいったことは、汚水のように使用料や負担金を徴収するのではなく、雨水事業は町全体で負担するべきと考えていることをしっかりとお示しくださいと理解いたします。

防災・治水・公衆衛生の確保、そして生活基盤の維持に必要な公共性が高いインフラは積極的に町が関与していく公物化の流れを、逆に受益者が限定される資産は民間の創意工夫が活かされる手法に切り替えていく流れを、対象施設の性格と行政の目的で適切に振り分けつつっていくべきと考えます。

他の自治体では、地域防災や治水対策の観点から、これまで曖昧だった私設管や自治体管の境界を明確化し、公共性の高いものは公物と認定する動きがみられますが、明和町では町の資産として移管するための条件やロードマップを検討するご意向はありますか。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（西村 正樹） 公共性の高い自治会管等の移管に関する町の考え方についてお答えさせていただきます。

まず、斎宮苑自治会の、これは汚水管なんですけれども、汚水管につきまして、現在、町の移管に向けた検討を進めているところでございます。町は令和10年度を下水道事業の一つの区切りとし、その後は浄化槽整備への転換を予定しております。それに合わせ、汚水管の移管の実施を基本方針として検討しております。

移管条件の詳細は、現時点で最終確定しておりませんが、基本的な考えとしまして、不具合が確認される箇所につきましては、まず自治会において修繕を実施いただいた上で、町に移管することを想定しております。

次に、雨水排水に関する考え方でございます。

雨水排水につきましては、令和7年7月に明和町雨水排水基本方針を策定し、浸水被害実績などから町内での検討対象区域の設定を行い、雨水排水に関する整備の方針を整理したところでございます。現在はこの基本方針に基づく整備規模や財政面の検討などの整理段階であり、まだ具体の事業に着手する段階には至っておりません。

したがいまして、自治会所有の雨水管の移管条件やロードマップにつきましては、町全体の雨水排水を考える中で整理していくことが望ましいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

町内における雨水管の老朽化対策や維持管理の相談、そして今後の治水・豪雨対策を考えると、これまで統一的な考えの中での事業がなかったという反省に基づき、今後は横断的な協力体制の下、明和町雨水排水基本方針策定の主担当であった上下水道課などが中心となって進めるべきと考えます。現状ではその体制が明確になっておらず、町の所有物ではないということから聞いていいのか分からなかったという声を住民の方から預かりました。住民さん自ら地域の治水について考えてくださっているのに、雨水管に関する窓口が不明確なことは、迅速な対応や長期的な計画策定に支障を来すのではないのでしょうか。

生活されている方が迷うことなく相談でき、計画的な維持管理が可能となるよう所管連携体制を整理していただきたいと思います。

また、現在は既に取り組んでくださっていることと思いますが、過去の経緯を鑑み、後に住民の方が不利益を受けることのないような丁寧な協議を開発段階から事業者の方と積み重ねてもらうことも重要と考えますので、併せてお願いいたします。

もう一点、住民の命を守るために町が所在を把握、管理することが望ましい

と考える危機管理資源について質問いたします。

町内公共施設等に点在するAED、自動体外式除細動器の保守管理についてです。

AEDは、救命活動、特に災害時における共助の面で必要不可欠なものと考えますが、その購入、設置場所、保守点検の負担が各部署や自治会等に分散しているように感じています。特に津波避難タワー6基や指定避難所と定められている30の施設への設置は、各管理自治会等それぞれの判断になっているかと思いますが、災害発生時の混乱した状況や不慣れな環境で過ごすことは大きなリスクを伴い、町全ての津波避難タワーや避難所に設置されていることが望ましいと考えます。

昨年、町外で交通事故後の現場に居合わせ、大丈夫ですか、聞こえますかと倒れている方の肩をたたくというのを実際に経験しました。自分自身の行動が冷静な判断の下でできているか分からない中、自動で解析して適切な指示を出してくれるAEDが今ここにあればいいのにと思いました。そのときは集まってきたくださった方の中に医療従事者の方がいらっしゃり、無事に救急、警察に引き継げましたが、あ那时的私のように非力さに落ち込む人を減らすためにも、AEDの設置場所の最適化や消耗品の交換時期の確認など、適正な維持管理を町が主導して行うべきと感じています。

そこでお聞きします。町は現在、町内のAED設置状況を把握されていますか。また、松阪市には多くの市民が参加する催物の主催団体に対し、AEDを貸し出すサービスがありますが、明和町がそのような取組を実施することは可能でしょうか。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） まず、AEDの設置状況についてでございますが、AEDは、町への設置報告義務はないことから、町が設置したAED以外の設置場所については把握できておりません。

一方で、インターネット上にはAEDの設置場所を示したマップが複数公開

されております。例えばですけれども、マップサイト管理者からの情報提供に頼ることになるんですけれども、松阪市のようにこれらのサイトへ本町のホームページからリンクを設定するなど、住民への周知を図ることは可能であると考えています。

次に、住民が参加する催物へのAEDの貸出しについてでございますが、明和町においては、主な催物の会場となる施設には既にAEDが設置されております。このような本町の現状と、既にサービスを実施している松阪市の貸出実績やランニングコスト等を勘案いたしますと、現時点においてAED貸出サービスの実施は未定でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

避難訓練等も人が集まる大切な催しであり、津波避難タワーや指定避難所がない現状は、主な施設に既に設置されているとは言い切れないかと思えます。配備を検討していただき、設置されている場所が周知される仕組みづくりをお願いしたいです。

今年、商工会青年部の視察研修で能登半島に伺いましたが、七尾市能登島の鰻目町では、全員を自力で助けたという誇りと平時からの強固な地域コミュニティを基盤とした復興へのポジティブな気配を感じ取ることができました。このことから、復興のフェーズにおいても応急対応期に共助ができたという実績は非常に重いものだと考えます。

例えば自身の地域おこし協力隊の経験から、津波避難タワーや指定避難所を拠点にする避難所運営訓練の企画がミッションの地域おこし協力隊を募集し、AEDをはじめ資機材の導入費用を特別交付税措置でそろえてもらえるといいのではと考えているのですが、そうした国の財源を活用し、整備を進めるお考えはありますか。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 国の財源を活用して防災に関する資機材の整備を進めてはどうかというご提案をいただきました。

防災に関する資機材の整備につきまして、必要なものについては、国の財源も積極的に活用しながら計画的に整備を進めてまいります。

なお、啓発等につきましても国の財源を活用しつつ取り組んでいるところであり、現在、防災安全課において防災啓発や訓練指導等を主な業務とする者を特別交付税で財源が措置される集落支援制度を活用して2名雇用し、各種防災懇話や訓練指導等を実施しているところでございます。こうした取組を通じて地域の皆さんの防災意識の向上と、いざというときに自ら行動できる力の醸成を図っております。

これらの取組に加えて、議員からご提案のありました地域おこし協力隊の活用につきましても、本町の実情に合った形がないか、今後、全国の先進事例等を参考にしながら研究を進めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

集落支援員の2人の活動を含め、防災安全課が設置されて以降、防災啓発の広がり実感しています。行政の責務として、人命が特定の属人的な対応に依存しないよう、多くの人が扱えるアイテムの拡充や仕組みの構築に努めていただきたいと思っております。

私は、地域おこし協力隊に就任する前、税理士法人に勤務していました。その際、顧問先の納税負担を軽減するため、既存の法制度や特殊なメニューを最大限に活用し、担当者から顧問先へ最適な提案を行ってもらうことに大きなやりがいを感じていました。

地方自治体の一般会計は、基本的に単年度予算を確保し消化していくという流れで、これにより業務が予算の執行に偏りがちになり、本来目指すべき費用対効果の最大化という視点が希薄になることもあると思っております。町単費を実質

使わずに、以下に良質な公共サービスを提供できるかという経営的な考え方にシフトしていくことは、単なる財源確保にとどまらず、職員の方の専門性と能力発揮の場を広げることになり、新たなやりがい創出にもつながると考え、質問させていただきました。

インフラメンテナンス国民会議において、明和町の道路、公園、施設等包括管理が注目を集める中、現状そこには含まれていない雨水管やAEDといったライフラインとなる全ての資産についても即応体制を強化する意思のある町となれるよう、覚悟と積極性を持って進めていただきたいと思います。

以上、責務と覚悟を明示する行財政運営について、一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で瀬田萌議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会をします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前10時 47分）
